

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市農業振興計画（平成7年3月31日策定）に基づき、都市化の進展が著しい本市農業にあつて、意欲的な地元農業者による都市の優位性を生かした産地直売活動を通して、新鮮な地場野菜を直接地元消費者に供給する団体（以下「産直団体」という。）に対し、奨励金又は補助金（以下「奨励金等」という。）を交付することにより、地場野菜の生産振興とともに、農業者と消費者との交流を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「産直団体」とは、直売所、特約店等（以下「直売所等」という。）により直接地元消費者に地場野菜を販売する地元団体であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 農業協同組合又は次の要件を備えた農業者で組織された団体であること。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 管理運営に関する規約が定められていること。
- (2) 栽培面積がおおむね1ヘクタール以上であつて、収穫量の80%以上を直売所等に出荷すること。

(事業の実施)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 産地直売団体奨励事業
- (2) 直売所整備補助事業

2 事業の実施区域は、川崎市域とする。

(産地直売団体奨励事業に係る奨励金の交付)

第4条 市長は、地元消費者への安定供給と販売力のある産直団体を育成するために、産地直売団体奨励事業奨励金交付基準（別表）に基づき、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(直売所整備補助事業に係る補助金の交付)

第5条 市長は、農業者と消費者が直接ふれあえる産地直売活動を推進するために、直売所及びその附帯施設の整備に要する経費を、40%を限度として（千円未満切り捨て）

予算の範囲内で交付する。

(奨励金等の交付申請)

第6条 奨励金の交付を申請しようとする者は、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業奨励金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、当該年度の3月10日までに農業協同組合長を経由して、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業補助金交付申請書(第2号様式)に必要な書類を添えて、当該年度の6月末日までに農業協同組合長を経由して、市長に提出しなければならない。

3 補助金の概算払いを受けようとする者は、前項に規定する補助金交付申請書にその理由を記載しなければならない。

(奨励金等の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する奨励金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、奨励金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに奨励金等の交付を決定し、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業奨励金(補助金)交付決定通知書(第3号様式)により申請者あて通知するものとする。

2 市長は、奨励金等の交付を決定する場合において、必要があると認められるときは、奨励金等の交付目的を達成するために必要な限度において、条件を付けることができる。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容若しくは補助事業の経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業変更(中止・廃止)申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 奨励金等の交付の申請をした者が、第7条の規定による通知を受理したときにおいて、この通知に係る奨励金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金等の交付の決

定はなかったものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第13条 奨励金等の交付決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書でその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 補助事業のうち、工事を伴うものにあつては当該工事に着手したとき。
- (3) 天災その他の事故により、第12条に規定する財産を損傷し、又は亡失したとき。

(奨励金の返還等)

第14条 市長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により提出する書類に偽りの記載があつたとき。
- (3) その他不正な行為があつたとき。

(その他必要な事項)

第15条 その他定めのない事項は、川崎市補助金等の交付に関する規則による。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

栽 培 面 積	奨 励 金
5ヘクタール未満	50,000 円
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	100,000 円
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	200,000 円
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	300,000 円
20ヘクタール以上25ヘクタール未満	400,000 円
25ヘクタール以上30ヘクタール未満	500,000 円
30ヘクタール以上	600,000 円

(第1号様式)

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業要綱第6条第1項の規定に基づき、(平成) 年度産地直売団体奨励事業奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 産地直売に係る地場野菜の栽培状況

所 在 地				栽培面積 (㎡)	作 物 名	使用収益 農業者名	備 考
区 域	大 字	字	地 番				

(第2号様式)

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業要綱第6条第2項の規定に基づき、(平成)
年度直売所整備補助事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業の目的と内容
- 2 事業の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
- 4 事業計画書
 - (1) 事業の実施概要
 - (2) 経費の内訳
- 5 収支予算書

(第3号様式)

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業奨励金（補助金）交付決定通知書

川崎市指令経農振第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった（平成） 年度産地直売団体奨励事業
奨励金（直売所整備補助事業補助金）交付については、川崎市産地直売団体育成支援特
別対策事業要綱第7条の規定により金 円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

条 件

- 1 申請者は、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業要綱の定めに従ってください。
- 2 この奨励金（補助金）の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

(第4号様式)

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業変更(中止・廃止)申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け川崎市指令経農振第 号で通知のあった川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業要綱第8条の規定により申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更(中止・廃止)の内容

(第5号様式)

川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け川崎市指令経農振第 号で通知のあった川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業の実績について、川崎市産地直売団体育成支援特別対策事業要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業成績書

(1) 事業の実施概要

(2) 経費の内訳

2 収支精算書